

大阪府小児中核病院・大阪府小児地域医療センター指定要領

(趣旨)

第1条 国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。)における「小児医療の体制構築に係る指針」を踏まえ、大阪府が指定する「大阪府小児中核病院」及び「大阪府小児地域医療センター」に係る基準及び手続き等については、この要領で定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「大阪府小児中核病院」及び「大阪府小児地域医療センター」とは、第3条により、大阪府知事(以下「知事」という。)が指定した病院をいう。

(指定の基準)

第3条 「大阪府小児中核病院」及び「大阪府小児地域医療センター」の指定基準は別紙のとおりとし、指定にあたっては大阪府周産期医療及び小児医療協議会(以下「協議会」という。)の承認を得るものとする。

- 2 知事は、患者動向、医療資源等府内の小児医療をとりまく状況等から、必要に応じ、前項の指定基準を見直すことができるものとする。
- 3 知事は、前項の指定基準の見直し(軽微な変更を除く。)を行う場合は、協議会に諮り、その意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定基準の見直しを行った場合は、「大阪府小児中核病院」又は「大阪府小児地域医療センター」の指定を受けた病院(以下「指定病院」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(指定の手続き)

第4条 「大阪府小児中核病院」又は「大阪府小児地域医療センター」としての指定を希望する病院は、大阪府知事(以下「知事」という。)あてに申請書(様式1)を提出する。

- 2 知事は、申請のあった病院(以下「申請病院」という。)について、指定基準に照らし審査を行うとともに、指定の適否を速やかに協議会に諮問する。
- 3 協議会は、申請病院の府内小児医療における活動実績・貢献度及び将来的役割等も参酌の上、指定基準に基づき検討・協議し、指定の適否について意見を述べるものとする。
- 4 知事は、前項の協議会の意見を踏まえ、適当と認める場合は、申請病院を「大阪府小児中核病院」又は「大阪府小児地域医療センター」として指定し、申請病院に対し、その旨を通知するものとする。

(指定の辞退)

第5条 指定病院が指定辞退を希望するときは、任意の書式により理由を付して、知事あて辞退届を提出するものとする。

- 2 知事は、辞退届に理由があると認めるときは、辞退届に記載の日より指定病院の指定を解除し、当該病院に対し、その旨を通知するものとする。

(指定の取消し)

第6条 知事は、指定病院のうち、その内容が「大阪府小児中核病院」又は「大阪府小児地域医療センター」としての指定基準を満たさないと認めるときは、指定病院の代表者に報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合、必要と認める範囲において改善を求めることができる。
- 3 知事は、指定病院が、報告の求めに応じないとき、又は、改善の求めに従わないときは協議会の意見を聴いた上で指定を取り消すことができる。
- 4 前項の取消を行った場合、知事は指定病院の代表者に対し、通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別紙

大阪府小児中核病院 指定基準

下記項目に定める要件をそれぞれ満たすこと		
Ⅰ 診療機能	1. 高度小児 専門医療	<p><機能></p> <p>○高度専門的な診断・検査・治療を実施すること</p> <p><要件></p> <p>○小児入院医療管理料1又は2の届出を行っていること</p> <p>(参考指標)</p> <p>下記診療報酬の年間算定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 小児入院医療管理料1又は2
	2. 新生児 医療	<p><機能></p> <p>○新生児搬送体制やNICUの整備等を含めた新生児医療を実施すること</p> <p><要件></p> <p>○総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターとして、大阪府の指定又は認定を受けていること</p> <p>(参考指標)</p> <p>下記診療報酬の年間算定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 総合周産期特定集中治療室(MFICU)管理料 - 新生児特定集中治療室(NICU)管理料 - 新生児治療回復室(GCU)入院医療管理料
	3. 小児救命 救急医療	<p><機能></p> <p>○重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること</p> <p><要件></p> <p>○二次救急告示医療機関又は三次救急告示医療機関(救命救急センター若しくは小児救命救急センター)として、大阪府の認定を受けていること</p> <p>(参考指標)</p> <p>小児救急搬送年間受入件数(ORIONデータ)</p>
Ⅱ 診療体制	1. 病棟機能	<p><機能></p> <p>○「Ⅰ 診療機能」に掲げる各診療機能を提供するための病棟の体制が整備されていること</p> <p><要件></p> <p>○小児入院医療管理料1又は2の届出を行っていること【再掲】</p> <p>(参考指標)</p> <p>下記診療報酬の年間算定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 小児入院医療管理料1又は2

	2. 医師配置	<p><機能> ○小児患者のための適切な医療体制と、医師の働き方改革を踏まえた適切な労働環境を確保するため、十分な医師が配置されていること</p> <p><要件> ○小児科の医師が16名以上配置されていること ○小児科専門医(周産期専門医【新生児】含む)が10名以上配置されていること</p> <p>【指標】 ○小児科医師数(常勤換算数) ○小児科専門医数(周産期専門医【新生児】含む)(常勤換算数)</p>
目 地 域 医 療 貢 献	1. 医師派遣	<p><機能> ○小児科医師の派遣を通じ、地域医療に貢献していること</p> <p><要件> ○小児科医の派遣先施設数が5施設以上であること ○小児科医の派遣実人数が10名以上であること</p> <p>【指標】 ○小児科医派遣施設数 ○小児科医派遣実人数</p>
	2. 教育・研究	<p><機能> ○医療従事者への教育や研究を実施し、地域医療に貢献していること</p> <p><要件> ○小児科専門研修プログラムにおける基幹施設の認定を受けていること ○小児科指導医の数が10名以上であること ○小児科専攻医の受入人数が5名以上であること</p> <p>【指標】 ○小児科指導医数(常勤換算数) ○小児科専攻医受入実人数</p>

大阪府小児地域医療センター 指定基準

下記項目に定める要件をそれぞれ満たすこと

Ⅰ 診療機能	1. 小児専門 医療	<p><機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を実施すること ○一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を実施すること <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児入院医療管理料1～4の届出を行っていること ○小児入院医療管理料1～4の年間算定件数が500件以上であること—①(※) <p>【指標】</p> <p>下記診療報酬の年間算定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 小児入院医療管理料1～4
	2. 新生児 医療	<p><機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新生児搬送体制やNICU、新生児回復期治療室の整備を含めた新生児医療を実施すること <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターとして、大阪府の指定又は認定を受けていることが望ましいこと ○総合周産期特定集中治療室(MFICU)管理料、新生児特定集中治療室(NICU)管理料又は新生児治療回復室(GCU)入院医療管理料の年間算定件数が1件以上であること—②(※) <p>【指標】</p> <p>下記診療報酬の年間算定件数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 総合周産期特定集中治療室(MFICU)管理料 - 新生児特定集中治療室(NICU)管理料 - 新生児治療回復室(GCU)入院医療管理料
	3. 小児救急 医療	<p><機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児科医師等の人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次救急告示医療機関又は三次救急告示医療機関(救命救急センター若しくは小児救命救急センター)として、大阪府の認定を受けていること ○小児救急搬送年間受入件数が500件以上であること—③(※) <p>【指標】</p> <p>小児救急搬送年間受入件数(ORIONデータ)</p>
	<p>(※)小児入院医療管理料1～3の届出を行っている場合は、実績要件①～③のいずれかを満たすこと。 小児入院医療管理料4の届出を行っている場合は、実績要件①～③の全てを満たすこと。 ただし、二次医療圏内に小児地域医療センターがない若しくは一箇所しかない地域についてはこの限りでない。</p>	

㊦ 診療体制	1. 病棟機能	<機能> ○「Ⅰ 診療機能」に掲げる各診療機能を提供するための病棟の体制が整備されていること <要件> ○小児入院医療管理料1～4の届出を行っていること【再掲】 (参考指標) 下記診療報酬の年間算定件数 - 小児入院医療管理料1～4
	2. 医師配置	<機能> ○小児患者のための適切な医療体制と、医師の働き方改革を踏まえた適切な労働環境を確保するため、十分な医師が配置されていること <要件> ○小児科の医師が8名以上配置されていること ○小児科専門医(周産期専門医【新生児】含む)が3名以上配置されていること 【指標】 ○小児科医師数(常勤換算数) ○小児科専門医数(周産期専門医【新生児】含む)(常勤換算数)
㊧ 地域医療貢献	1. 医師派遣	(Blank cell with a diagonal line)
	2. 教育・研究	<機能> ○医療従事者への教育や研究を実施し、地域医療に貢献していること <要件> ○小児科専門研修プログラムにおける基幹施設又は連携・関連施設の認定を受けていること